

入院患者さまへ

180 日を超える保険外併用療養費（選定療養）変更のお知らせ

平成 18 年 10 月 1 日より、健康保険法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)において、従前の特定療養費制度が見直され、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行なうことが必要な「評価療養」と、被保険者の選定に係る「選定療養」とに再編成されました。

そのうちの「選定療養」として、同じ病気で病院に通算して 180 日を超えて入院されている患者さまは、入院基本料等(入院基本点数)の一部を保険外併用療養費としてご負担いただくことになっております。

当院では令和6年6月 1 日の入院基本料変更に伴い、下記のとおり定めました。

- | | | |
|---|-------------------------------------|------------------------|
| ◎ | 急性期一般入院料 1 の算定病棟に 180 日を超えて入院中の患者さま | <u>2,785 円</u> (一日につき) |
| ◎ | 特別入院基本料の算定病棟に 180 日を超えて入院中の患者さま | <u>1,010 円</u> (一日につき) |

以上、何卒宜しくご協力のほどをお願い致します。

医療法人清仁会 シミズ病院 病院長